

税務行政 D X

～構想の実現に向けた工程表～

税務行政DXの構想実現に向けた「工程表」 (概念図)

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション (税務行政DX)

= デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

納税者の利便性の向上

(利便性向上によるオンライン手続の促進)

① 確定申告

② 申請等

- ▶ 一般的な申請・届出
- ▶ 納税証明書
- ▶ 申告書等の閲覧申請

③ 納付

④ 相談

課税・徴収の効率化・高度化

⑤ 内部事務 (入力・審査等)

- ▶ センター化
- ▶ データ中心の事務処理

⑥ 調査・徴収事務

インフラ整備

⑦ 次世代システムの構築等

① 確定申告

① 確定申告（1）

- 確定申告は「自宅からのe-Tax」をスタンダードに。
- 順次、マイナポータル経由で取得できる情報を拡大することで利便性を向上。

	現状と課題	今後の取組
自宅からの申告の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅からのe-Taxがスタンダードに。他方で相談会場へ来場される方も一定数。 ○ 依然として、約42%の方が書面申告。 <p>(参考) 令和3年分申告 2,285万人の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅等からの納税者本人によるe-Tax 442万人 ・ 税理士による代理送信 (e-Tax) 481万人 ・ 確定申告会場で作成 (e-Tax) 270万人 ・ 相談会場 (地方) で作成 (e-Tax) 140万人 ・ 確定申告会場で作成 (書面) 41万人 ・ 国税庁ホームページで作成 (書面) 435万人 ・ その他 (書面) 476万人 	<p>(注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税金に詳しくない方や、デジタルに不慣れな方でも簡単に申告できるよう、申告用システムの使い勝手を改善。 ○ 中期的には、あらかじめ入力されたデータを確認するだけで申告が完了する仕組みの実現を目指す。
	<p>(相談会場への来場が必要な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 申告の要否や申告の仕方が分からず、インターネット検索などでは自分の知りたい情報にたどり着けないため。 	<ul style="list-style-type: none"> イ <u>税務相談チャットボットの提供等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (キーワード) を入力するとAIが自動で回答を表示するチャットボットを提供。【実施済み。対応する質問を順次拡大】 ・ タックスアンサー (よくある質問に対する回答) の機能改善【令和4年1月～】
	<ul style="list-style-type: none"> □ オンラインで申告できることを知らないため。 	<ul style="list-style-type: none"> □ <u>オンライン申告の周知広報</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や官公庁に対する周知広報【随時実施】 ・ 前年にスマホから相談の申込みをした人等に対する周知広報メッセージの送信【令和3年12月～】

① 確定申告（2）

	現状と課題	今後の取組
<p>自宅からの申告の推進</p>	<p>ハ オンライン申告の仕方が分からないため。 (イ) 確定申告を開始するための入口が分かりにくいいため。 ▶ 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー※₁のほか、e-Tax※₂やマイナポータル※₃、チャットボットなど確定申告に関連するシステムが複数あり、どこから始めればよいか分かりにくい。 ※1 申告データを作成するシステム ※2 データの送受信を行うシステム ※3 行政手続のポータルサイト</p>	<p>（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <p>ハ(イ) <u>複数システム間のシームレスな連携</u> ・ 利用者目線に立って複数システムの導線を整理。 ・ 「確定申告」のWeb検索結果から、一連の手続がシームレスに完了するよう、システム間の連携を実現。 【方向性について令和4年6月までに結論】</p>
	<p>(ロ) 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで申告データを作成できることは知っているが、書類のどの項目を入力すればいいのか確認するのが面倒であるため。</p>	<p>(ロ) <u>自動入力できるデータの拡大</u> ・ 給与の源泉徴収票について、スマートフォンのカメラで撮影することにより、必要な情報（収入金額、源泉徴収税額等）を自動で入力できる仕組みを提供。【令和4年1月～】 ・ マイナポータルを経由して必要なデータを入手した上、申告データに自動で入力できる仕組み（マイナポータル連携）について、対象となるデータの範囲を拡大※。 【対応済み】生命保険料、住宅ローン、特定口座 【令和4年1月～】地震保険料、ふるさと納税 【 " 2月～】医療費 【令和5年1月～】公的年金収入、国民年金保険料 給与収入(実現に向け検討) 等 ※年末調整手続でも、利用できるデータの範囲を拡大。</p>

① 確定申告（3）

	現状と課題	今後の取組
オンライン 申告の推進	<p>(書面で申告する理由)</p> <p>ニ マイナンバーカードを持っていないため。 また、マイナンバーカードを持っているが、ICカードリーダーライター（読み取り機器）を持っていないため。</p>	<p>(注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <p><u>ニ-1 マイナンバーカードを利用した申告の利便性向上</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ マイナポータル連携の拡大（再掲）・ スマホでマイナンバーカードを読み取ることに より、ICカードリーダーライターが不要に。 【令和4年1月～】・ 公金受取口座の利用 【令和5年1月以降～】・ マイナンバーカードの読取回数の削減 【令和5年1月～】 現行3回→1回 ※過去にマイナンバーカードを使って確定申告を している等の一定の条件を満たしている場合 <p><u>ニ-2 マイナンバーカードの取得促進</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係団体を通じた関連企業等への周知広報 【随時実施】・ 確定申告会場内にマイナンバーカード申請コー ナーを設置。【随時実施】

① 確定申告（線表）

（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。

施策	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
イ：税務相談チャットボットの提供等	チャットボット提供【実施済】	対応する質問を順次拡大【随時実施】 タックスアンサー（よくある質問）の機能改善【令和4年1月～】	
ロ：オンライン申告の周知広報		前年にスマホから相談の申込みをした人等に対する周知広報メッセージの送信【令和3年12月～】 企業や官公庁に対する周知広報・ふるさと納税サイトから利用者へのメッセージ送信【随時実施】	
ハ(イ)：複数システム間のシームレスな連携		システム間の連携に関する方向性の決定【～令和4年6月】	
ハ(ロ)：自動入力できるデータの拡大	生命保険料、住宅ローン、特定口座【実施済】	地震保険料、ふるさと納税【令和4年1月～】 医療費【令和4年2月～】	公的年金収入・社会保険料控除（国民年金保険料）等【令和5年1月～】
ニ-1：マイナンバーカードを利用した申告の利便性向上		マイナポータル連携の拡大（自動入力できるデータの拡大）【再掲】	公金受取口座の利用【令和5年1月～】 マイナンバーカード読取回数削減【令和5年1月～】
ニ-2：マイナンバーカードの取得促進		関係団体を通じた関連企業等への周知広報【随時実施】 確定申告会場内にマイナンバーカード申請コーナーを設置【随時実施】	

② 申請等

② 申請等（1）

- 各種申請等については、納税者の利便性を向上させる観点から、合理化や記載項目の削減等を検討。
- 件数の多い手続を中心に、書面の様式にとらわれず、数回のクリック（タップ）で申請等が完了するページをe-Tax上で提供。
- 納税証明書の請求や申告書等閲覧サービスについても、オンライン利用を推進。

	現状と課題	今後の取組 <small>（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</small>
デジタルを前提に	イ 書面による手続を前提として、相当数に上る申請等が存在。	イ 申請等の合理化・記載項目の削減等 <ul style="list-style-type: none"> • 個々の申請等について、デジタルの活用により合理化（手続自体の廃止や統合）や記載項目の削減等が図れないか継続的に検討。 【順次実施。必要に応じ、制度当局に対して見直しを申入れ。】
	ロ オンライン申請等の入力フォームも書面様式を前提としており、デジタルの利点を十分に生かせていない。	ロ 簡易なオンライン申請等ページの提供 <ul style="list-style-type: none"> • 法定の要件を満たしているか等の必要な項目をチェックするなど、数回のクリック（タップ）で手続が完了するオンライン申請等のページを提供。 【令和5年1月～（件数の多い手続を中心）】
	ハ 各種様式のレイアウトは書面による事務処理を念頭に作成されている。住所氏名等の共通記載部分も様式によって区々。	ハ 様式の見直し <ul style="list-style-type: none"> • 住所氏名等の共通記載部分は標準化するなど、OCRでスムーズに読み取ることができる様式（利用者にとって分かりやすい様式）に見直し。 【随時実施】

② 申請等（２）

	現状と課題	今後の取組
オンライン 利用の推進	<p>二 納税証明書の交付請求及び受領はいずれもオンラインによる手続が可能であるが、オンライン利用率は低調であり、税務署窓口における書面による手続が多い。</p>	<p>（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <p><u>二 納税証明書のオンライン請求等の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインで交付された納税証明書（PDF）を自宅等で書面印刷を可能とし、かつ真正性を担保するため二次元コードを表示。 【実施済み（令和３年７月～）】 上記納税証明書（PDF）のオンライン手続について、スマートフォン用のサービスを提供。 【令和４年９月～】
	<p>ホ 自身の申告事績を確認するための申告書等閲覧サービスについては、オンライン対応しておらず、税務署窓口等における対面の手続が必要。</p>	<p><u>ホ 申告書等閲覧サービスのオンライン化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> パソコン・スマートフォンからマイナンバーカードを使って、所得税申告書等の閲覧申請を可能とする。【令和４年５月～】
	<p>ヘ 上記二・ホのような申告や納税等の事績については、自宅等からオンラインで簡便に確認できるようにする必要。</p>	<p><u>ヘ e-Taxマイページの提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> e-Taxのアカウント画面において、自己の申告履歴に加え、特例（青色申告等）の適用状況を確認できるページ（マイページ）を提供。 【個人事業者の主要な情報について令和５年１月～。その後、順次対象を拡大】 上記マイページにおいて、納税の状況（未納税額がない旨等）を確認できる機能を提供。 【中期的検討（基幹システムの刷新が必要）】

② 申請等（線表）

（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。

施策	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
イ：申請等の合理化・記載項目の削減等	申請等のデジタルを活用した合理化（手続自体の廃止や統合）や記載項目の削減等が図れないか検討【順次実施。必要に応じ、制度当局に対して見直しを申入れ。】		
ロ：簡易なオンライン申請等ページの提供			オンライン申請等ページの提供【令和5年1月～（件数の多い手続を中心）】
ハ：様式の見直し	住所氏名等の共通記載部分を標準化した様式に見直し【随時実施】		
ニ：納税証明書のオンライン請求等の推進	納税証明書（PDF）に真正性を確認するための二次元コードを表示。【実施済み（令和3年7月～）】		
			上記について、スマートフォン用のサービスを提供【令和4年9月～】
ホ：申告書等閲覧サービスのオンライン化		申告書等の閲覧申請をオンラインで手続可能に【令和4年5月～】	
ヘ：e-Taxマイページの提供			e-Taxマイページ提供【個人事業主の主要情報：令和5年1月～。順次対象拡大】

③④ 納付・相談

③④ 納付・相談（1）

- 多様かつ利便性の高い納付手段を提供するなど、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割が達成できるように取組を進める。
- 税務手続について不明な点を相談せずとも自己解決できるよう、チャットボットやタックスアンサーの充実を継続的に実施する。

	現状と課題	今後の取組 (注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。
キャッシュレス納付推進	<p>○ キャッシュレスで納付しない理由： 金融機関窓口等で納付することに対して、納税者自身が不便に思っていない。 (参考) 令和3年分のキャッシュレス納付割合…32%</p>	
	<p>イ 国税が電子納付可能でも、結局その他の支払のために金融機関に行く必要があるため、国税もまとめて金融機関で納付している。</p>	<p><u>イ 社会全体でのキャッシュレス化に向けた対応策の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関や関係団体と連携し、①協働して対応策を検討、②ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付手段の更なる周知・広報に努める。 【随時実施】
	<p>□ 社会全体のニーズに対応したキャッシュレス納付の手段が必要である。</p>	<p><u>□ キャッシュレス納付手段の多様化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の導入【令和4年12月～】

③④ 納付・相談（2）

	現状と課題	今後の取組
自己解決を可能とする環境整備	ハ インターネット検索では自分の知りたい情報にたどり着けないこと等の理由で、対面又は電話での相談を要する納税者も多数。	<p data-bbox="1239 244 1922 301">(注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <p data-bbox="1162 334 1908 372">ハ 税務相談チャットボットの提供等(再掲)</p> <ul data-bbox="1176 379 1984 576" style="list-style-type: none">・ 質問（キーワード）を入力するとAIが自動で回答を表示するチャットボットを提供。【実施済み。対応する質問を順次拡大】・ タックスアンサー（よくある質問に対する回答）の機能改善【令和4年1月～】

③④ 納付・相談（線表）

（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。

施策	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
イ：キャッシュレス納付手段の多様化			スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の導入【令和4年12月～】
ロ：社会全体でのキャッシュレス化に向けた対応策の検討	金融機関や関係団体と連携し、①協働して対応策を検討、②ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付手段の更なる周知・広報に努める。【随時実施】		
ハ：税務相談チャットボットの提供等	チャットボット提供【実施済】	対応する質問を順次拡大【随時実施】	タックスアンサー（よくある質問）の機能改善【令和4年1月～】

⑤ 内部事務（入力・審査等）

⑤ 内部事務（入力・審査等）

- 内部事務（申告書の入力や審査、還付金の支払手続、行政指導事務等）をデジタル化・効率化することで、マンパワーを創出。納税者サービスの充実や、税務調査・滞納整理といった外部事務の充実化、高度化を目指す。

	現状と課題	今後の取組 <small>(注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</small>
内部事務の 集中化・ 効率化	イ 各署それぞれで内部事務を処理しており、 効率的な処理に限界がある。	<u>イ 内部事務のセンター化（複数の税務署における内部事務を一か所のセンターに集約）の取組</u> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年の全税務署を対象とするセンター化の実現に向けて、段階的に対象署を拡大。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種事務フローの見直し、対象事務の見直し・追加等を通じた事務運営の効率化 【随時実施】 ▶ センターにおいて効率的に行政指導を実施するための方策を検討し、随時実施。 【令和4年度～】
	□ 帳票類の入力を手作業で行う、目視で確認する必要があるなど、非効率な作業が発生。	<u>□ AI-OCR（書面の情報を読み取り、データ化するシステム）の導入</u> <ul style="list-style-type: none"> 法定調書の読み取りに対応。 【令和4年4月～】

⑤ 内部事務（入力・審査等）（線表）

（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。

施策	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
イ：内部事務のセンター化	各種事務フローの見直し、対象事務の見直し・追加等を通じた事務運営の効率化【随時実施】	センターにおいて効率的に行政指導を実施するための方策検討	検討結果を踏まえ実施【令和4年度～】
ロ：AI-OCRの導入		法定調書の読み取りに対応【令和4年4月～】	

⑥調査・徴収事務

⑥ 調査・徴収事務（1）

- 国税組織内・外における種々かつ膨大な情報の中から必要なデータを抽出・加工・分析等することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の特定や滞納者への効率的な接触を図る。
- 中長期的には、AI・機械学習によるビッグデータの活用等によって更なる課税・徴収の効率化・高度化の実現を目指す。

	現状と課題	今後の取組 <small>(注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</small>
	<p>イ データ分析・活用の強化</p> <p>申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、種々かつ膨大な情報の管理に多大な事務量を投下している状況。 これらのデータの更なる高度活用策を検討する必要。</p>	<p>種々かつ膨大な情報リソースをBAツール等を用いて加工・分析を行い、データ間の整合性・関連性・傾向を把握することにより、潜在的な高リスク納税者の抽出モデルを構築。 データ活用を基軸とした課税事務の運営体制の確立。【随時実施】</p>
データ活用の取組強化	<p>ロー1 集中電話催告センター室における効果的なコールリストの作成</p> <p>滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等进行分析した応答予測モデルにより作成した効果的なコールリスト※を活用して、電話催告事務を行っているが、接触効率を改善する余地があるため、応答予測モデルの精度向上を図る必要。</p> <p>※ 電話により接触を行う対象者を示した一覧</p>	<p>応答予測モデルの更なる精度向上を図った上で、滞納者との接触効率が高いと予測される日時（曜日・時間帯）を抽出条件としたコールリストの作成を可能とするシステムの構築。 電話催告事務を更に効率化・高度化していく必要。【随時実施】</p>

⑥ 調査・徴収事務（２）

	現状と課題	今後の取組
データ活用の 取組強化	<p>□ー２ 滞納者ごとの最適な接触方法の分析</p> <p>滞納者との接触に当たっては、定められた基準により、電話、文書、職員による臨場といった方法を採用しているものの、臨場はより多くの事務量とコストを要するため、電話や文書で代替可能な滞納者との接触について、更なる効率化が必要。</p>	<p>（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <p>滞納者ごとに、過去の接触や納付状況等を分析し、最適な接触方法を判定するモデルの構築。 更なる効果的・効率的な滞納整理を実施していく必要。【随時実施】</p>
	<p>ハ インフラ関係</p> <p>AI・機械学習等によるビッグデータの活用を担う人材が必要。 統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するなど、人材の育成に取り組んでいるところ。</p>	<p>引き続き人材育成のための研修等を実施していくとともに、実務での活用の実現に向けた体制やシステム面の整備が必要。【随時実施】</p>

⑥ 調査・徴収事務（3）

	現状と課題	今後の取組
<p>調査・徴収事務のオンライン化</p>	<p>二-1 納税者等の機器・接続環境下において、大規模法人を中心にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施。</p> <p>二-2 官公庁や金融機関等への照会業務や、税務調査等の際に調査担当者等から提出を求められた資料について、オンラインで提出することができない。</p>	<p>(注) 施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。</p> <p><u>二-1 リモート調査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国税庁において必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組む予定。 【随時実施】 <p><u>二-2 照会等のオンライン化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関への預貯金照会を実施。 【令和3年10月～】 オンライン照会に未対応の金融機関（生保含）及び未利用の行政機関への利用勧奨【随時実施】 官公署間照会のデジタル化を検討し、得られた結論に基づき順次対応。【令和4年中に結論】 税務調査等で提出を求められた資料が、e-Taxで提出可能[※]。【令和4年1月～】 <p>※ 対象のファイル形式はPDFファイルのみ。 送信容量の拡大やファイル形式の柔軟化について検討を行う予定。</p>

⑥ 調査・徴収事務（線表）

（注）施策の実現については、各年度における予算措置等が前提であり、今後、調達手続の影響等により実現時期が変更される場合がある。

施策	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
イ：データ分析・活用の強化	「高リスク納税者予測モデル」の構築及び試行運用		モデルの精度に応じた事務運営の実践
	精度検証を通じた運用課題の把握とモデル改善（継続実施）		
□-1： 集中電話催告センター室における効果的なコールリストの作成	予測モデルの精度向上及びシステム構築	試行運用【令和4年4月～】	試行運用を踏まえた見直し、本格運用【令和4年7月～】
□-2： 滞納者ごとの最適な接触方法の分析	最適な接触方法の分析、予測モデルの構築	予測モデルの精度向上	試行運用（本格運用の可否等を検証）
ハ：インフラ整備	基礎的なデータリテラシー研修の実施	高度なデータリテラシー研修の実施	次世代システム（データ分析環境）の先行導入【令和4年7月～】
ニ-1：リモート調査	納税者の機器等を利用して実施中		（注）必要に応じて納税者の機器等も利用して実施
		必要な機器等の整備を予定【令和4年度～】	リモート調査の実施を拡大予定
ニ-2：オンライン照会	金融機関への預貯金照会を実施【令和3年10月～】		
	オンライン照会に未対応の金融機関（生保含）及び未利用の行政機関への利用勧奨【随時実施】		
	官公署間照会のデジタル化を検討し、得られた結論に基づき順次対応【令和4年中に結論】		
	税務調査等で提出を求められた資料をe-Taxで提出【令和4年1月～】		

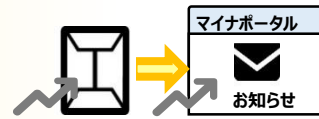
⑦ 次世代システムの構築等

⑦ 将来像実現に向けた国税情報システムの高度化のイメージ

- 利用者中心の行政サービスを提供することによる「**納税者の利便性の向上**」
 - 書面中心からデータ中心の事務へと転換を図ることによる「**課税・徴収の効率化・高度化**」
- を実現するため、ICT技術の動向を踏まえた**新たな機能の導入とシステム構造の最適化**による**情報システムの高度化**を目指す。

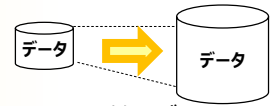
マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを順次導入



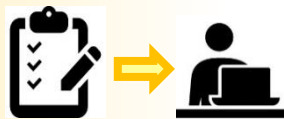
必要データの拡充（データの電子化・関係機関とのデータ連携等）

- 関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減（制度面等も併せて要検討）
- 外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データの拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現



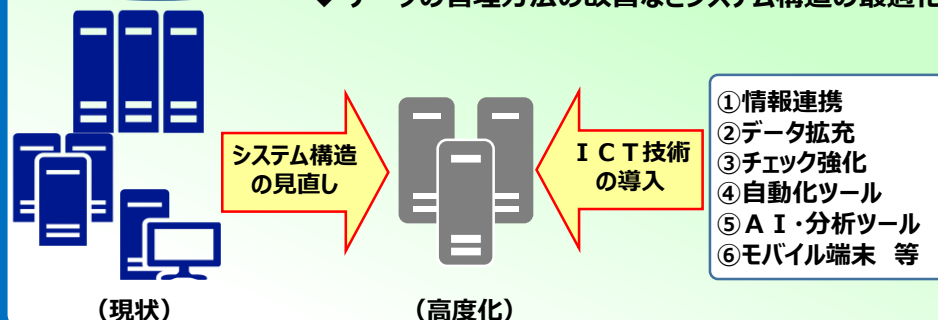
システムチェックの強化

- 書面（紙）からデータ中心の事務への転換（ペーパーレス）
- 各種業務処理の簡便化



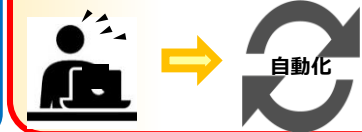
国税情報システム

- ◆ 最新ICT技術を踏まえた機能追加
- ◆ データの管理方法の改善などシステム構造の最適化



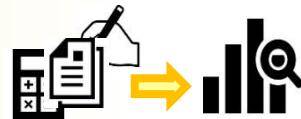
大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、納税者サービスの充実や外務事務へ振り向けるなど、全体として効率的な資源配分を実現



AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出



モバイル端末を活用した外部事務

- 実地調査や滞納整理における機動的かつ効率的な事務処理の実施

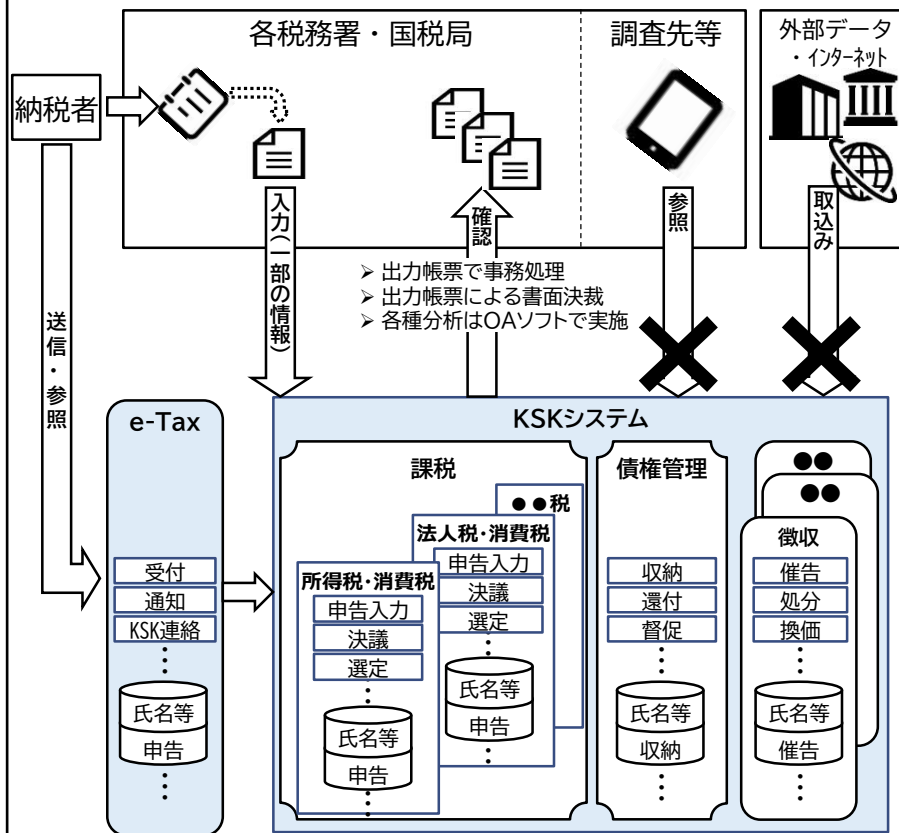


（注1）システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。
 （注2）本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。

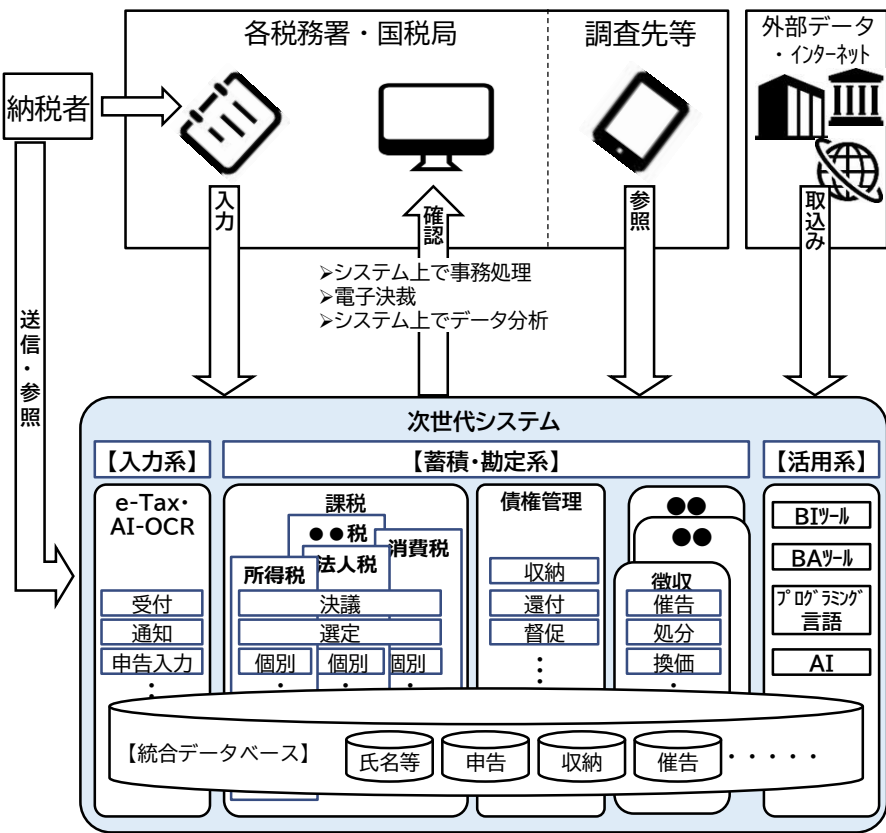
⑦ 次世代システムの概要 (イメージ)

- 書面中心からデータ中心の事務処理(紙からデータ)
- 税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- 独自の大型コンピュータ(メインフレーム)からオープンなシステムへの刷新(メインフレームからの脱却)

【現状】



【令和8年度】



凡例: 機能 (機能アイコン) データ (データアイコン) メインフレーム (メインフレームアイコン) オープンシステム (オープンシステムアイコン)

(注)論理的なイメージであり、物理的な機能配置や構成を示すものではない。

改訂履歴

発行時期	改訂内容
令和3年12月	・初版発行
令和4年6月	・P6① 確定申告（3）： ニー1「マイナンバーカードを利用した申告の利便性向上」について、「公金受取口座の利用」の開始日を更新しました。 ・P7① 確定申告（線表）： 同上
令和4年9月	・P4① 確定申告（1）： 書面申告者の割合及び申告者の内訳について、記載を令和3年分に更新しました。 イ「税務相談チャットボットの提供等」について、記載を修正しました。 ・P6① 確定申告（3）： ニー1「マイナンバーカードを利用した申告の利便性向上」について、「マイナンバーカードの読取回数の削減」に関する記載を修正しました。 ・P13③④ 納付・相談（1）： 「○ キャッシュレスで納付しない理由」の（参考）について、キャッシュレス納付割合を令和3年分に更新しました。 ・P14③④ 納付・相談（2）： ハ「税務相談チャットボットの提供等(再掲)」について、記載を修正しました。 ・P17⑤ 内部事務（入力・審査等）： 還付金の手続に関する記載を修正しました。 イ「内部事務のセンター化（複数の税務署における内部事務を一か所のセンターに集約）の取組」について、センターにおける行政指導の実施に関する記載を修正しました。 ロ「AI-OCR（書面の情報を読み取り、データ化するシステム）の導入」について、法定調書の読み取りの対応時期に関する記載を更新しました。 ・P18⑤ 内部事務（入力・審査等）（線表）： 同上 ・P22⑥ 調査・徴収事務（3）： ニー2「照会等のオンライン化」について、税務調査等で提出を求められた資料のe-Taxでの提出に関する記載を更新しました。